

中野市区長会会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、中野市区長会と称し、事務所を中野市役所内に置く。

(組織)

第2条 本会は、中野市内各区の区長及び副区長をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず新たに区長会へ加入する区については、世帯数70世帯以上で、地理的、経済的条件等を考慮して総会において決定する。

(目的)

第3条 本会は、自治行政につき健全なる発展と運営を遂行するため会員相互の研さんを重ね、施策の円滑を図り、もって民心の安定と福祉の増進を目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事項を実施する。

- (1) 各区の事務連絡調整
- (2) 自治行政の振興発展に関する調査研究
- (3) 地方公共団体の事務への協力
- (4) 負傷、疾病等の給付
- (5) その他目的達成上必要と認められる事項

(役員及び職員)

第5条 本会に、次の役員及び職員をおく。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長4名
- (3) 会計1名(副会長兼務)
- (4) 理事8名以内
- (5) 監事2名
- (6) 事務局長1名、書記1名

(役員の選出等)

第6条 会長、副会長および理事は、区長の中から総会において選出し、監事は理事会において区長の中から選出する。

- 2 役員の任期は選任した日の翌日から翌年の定期総会までとし、再任は妨げない。ただし、後任者が就任する時まで在任する。
- 3 補欠の役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 事務局長および書記は市役所又はその他の団体の職員の中から任命権者の承認を得て会長がこれを任命する。

(役員の職務)

第7条 会長は会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
- 3 会計は、副会長の中から会長が選任し、会の会計をつかさどる。

- 4 監事は会の会計を監査する。
- 5 理事は、会長の招集により事業の立案ならびに執行にあたる。
- 6 事務局長は、会長の命を受け、会の庶務を掌理する。
- 7 書記は上司の指揮を受け、会の庶務及び会計事務に従事する。

(会議)

第8条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

- 2 総会及び理事会は、会長において必要と認めた場合にこれを開く。
- 3 定期総会は、年1回春に開催しなければならない。

(会議の招集)

第9条 総会及び理事会は、会長がこれを招集する。

- 2 会員の4分の1以上から会議に付すべき事件を示して、総会の招集請求があるときは、会長これを招集しなければならない。
- 3 会議は、会員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

(議長)

第10条 総会及び理事会の会議における議長の職務は、会長がこれを行う。ただし、会長に事故あるときは、会長が指名する副会長がその職務を代理する。

(議決の方法)

第11条 総会及び理事会の議事は、出席者の過半数以上でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、議長は議決に加わる権利を有する。

(給付)

第12条 本会は、区及び公共団体（理事会において決定したものに限る。以下「区等」という）等の行う事業又は行事に出役した区民の負傷、疾病、障害又は死亡に関して必要な給付を行う。

(給付の基準)

第13条 給付は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を支給して行うものとする。

- (1) 療養給付 療養に要した費用（健康保険法等の規定に基づく給付の対象となる診療費、移送その他の療養費に限る）から健康保険法等の規定にもとづき給付される療養費を控除した額（5,000円未満の場合は、5,000円とする）
ただし、最高支給限度額は、30万円とする。
 - (2) 障害に対する給付 身体障害者福祉法に定める障害の級別に応じ別表に定める額。
 - (3) 死亡給付 第14条第4号に該当する死亡のうち、土木作業又はこれに準ずる作業の場合は150万円、その他の事業又は行事の場合は75万円、同条第5号に該当する死亡は35万円とする。ただし、区長が区等の事業又は行事外において死亡した場合は7万5千円、副区長が死亡した場合は4万5千円とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、負傷、疾病、障害又は死亡の原因となる事故が第三者の故意又は重大な過失によるものであるときは給付を行わないことができる。

(災害の範囲)

第14条 区等の事業における災害の範囲は次のとおりとする。

- (1) 区民の負傷でその原因である事故が区等の事業又は行事において発生したもの。
- (2) 区民の疾病でその原因である行為が区等の事業又は行事においてなされたもの。
- (3) 前2号に規定する負傷又は疾病がなおった場合において障害の存するもの。
- (4) 区民の死亡でその原因である事故が区等の事業又は行事において発生したもの。
- (5) 区民が区等の事業又は行事中に発病し、その疾病のため7日以内に死亡したもの。

(給付金の請求)

第15条 給付金の支払の請求は、当該区長が別に定める様式による支払請求書を提出して行うものとする。

(給付金の支払)

第16条 本会は、前条の規定による給付金の支払の請求があったときは、当該請求の内容が適当であるかどうかを理事会で審査して第13条の規定に従い、その支払額を決定する。

(給付を受けるべき遺族の順位)

第17条 死亡したときにおいて給付を受けるべき順位は配偶者、子、父、母、孫の順で、死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの。

(会計)

第18条 本会の経費は負担金、補助金、寄付金その他の収入をもってこれにあてる。

- 2 負担金は、各区の負担とし、給付事業に要する経費の負担金として年額1世帯50円を納入しなければならない。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、定期総会の日に始まり翌年の定期総会の前日に終わる。

(解散)

第20条 この会を解散しようとするときは、総会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(精算人)

第21条 この会が解散したときは、理事が精算人となる。

(会則の変更)

第22条 この会則を変更しようとするときは、総会の議決を得なければならない。

(委任)

第23条 この会則の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定めることができる。

附 則

- 1 この会則は、昭和５０年１２月２３日から施行する。
- 2 中野市区長会会則（昭和２９年中野市区長会総会７月１５日議決）は廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この会則は、昭和５６年１１月２７日から施行する。

（経過措置）

- 2 この会則による改正後の中野市区長会会則の規定は、この会則の施行の日以後に給付を行うべき事由が生じたものについて適用し、同日前に給付を行うべき事由が生じたものについては、なお従前の例による。

附 則

この会則は、昭和５７年２月２５日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この会則は、昭和５８年１１月２６日から施行する。

（経過措置）

- 2 この会則による改正後の中野市区長会会則（以下「改正後の会則」という。）第１３条 第１項の規定は、昭和５８年２月２４日から適用し、改正後の会則第１８条第２項の規定は、昭和５９年度から適用する。

（内払規定）

- 3 適用日からこの会則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この会則による改正前の中野市区長会会則の規定に基づく給付（適用日から施行の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。）として支払われた金額は、改正後の会則の規定に基づく給付金の内払いとみなす。

附 則

この会則は、平成１０年２月２４日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この会則は、平成１５年１０月２５日から施行する。

（経過措置）

- 2 この会則による改正後の中野市区長会会則（この項において「改正後の会則」という。）第１３条第１項第３号の規定は、平成１５年２月２２日から適用し、改正後の会則第１９条の規定は、平成１６年度から適用する。

附 則
(施行期日)

- 1 この会則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この会則による改正後の中野市区長会会則第 5 条第 4 号の規定は、平成 17 年 4 月 1 日から適用し、平成 17 年度の豊津、上今井及び永田地区の地区区長会長は、理事とする。

附 則
(施行期日)

- 1 この会則は、平成 18 年 2 月 25 日から施行する。

(別表) (第 13 条第 1 項第 2 号関係)

障害の級別	金額
第 1 級	300,000 円
第 2 級	255,000 円
第 3 級	210,000 円
第 4 級	165,000 円
第 5 級	120,000 円
第 6 級	75,000 円